

# 春雨墓苑墓地使用权承継許可申請書

令和 年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

申請者 (承継者)

住 所 (〒 - )

フリガナ

氏 名

電話番号

次のとおり墓地の使用権を承継したいので許可してください。

区画番号		—
使用者	住 所	
	氏 名	
承継者	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	生年月日	S・H・R 年 月 日
承継の理由		使用者死亡のため
備 考		※裏面も必ず記入してください。

※注意事項 承継は、祖先の祭しを主宰する者に限ります。

※以下、市記入欄

台帳	電算	許可証	決 裁	起案	令和 年 月 日	決裁	令和 年 月 日
				担 当	係	係 長	課長補佐

# 同意書

瀬戸市春雨墓苑墓地使用权の承継（名義変更）にあたり、下記事項を順守し、申請内容の確認のために瀬戸市が申請者及び親族の世帯情報を収集し、並びに申請者が所在不明等の際に瀬戸市が申請者及び親族の個人情報（住民票、戸籍等）を収集することに同意します。

- ・墓地は永代使用を許可するもので、売り渡しをするものではないため、使用权の他人への譲渡又は転貸をしないこと。
- ・墳墓等を設置する場合は、設置前に「春雨墓苑墓地墳墓等設置届」及び添付書類を提出すること。
- ・使用区画に焼骨等を埋蔵したときは、速やかに「春雨墓苑墓地焼骨等埋蔵届」及び添付書類を提出すること。
- ・使用者が死亡されたときは、速やかに「春雨墓苑墓地使用权承継許可申請書」及び添付書類を提出し、祖先の祭しを主宰する方に承継すること。
- ・住所又は氏名を変更したときは、速やかに「住所等変更届」及び添付書類を提出すること。
- ・墓地が不要になったときは、設置した墳墓等を撤去し、「春雨墓苑墓地返還届」及び添付書類を提出すること。
- ・使用区画の維持管理をし、条例又はこれに基づく規則に従い、及び環境整備料の納付をすること（違反したとき、使用許可の取り消しを行う場合がある）。
- ・今回の承継について今後問題が発生した場合は、承継者が全ての責任を負うものとし、瀬戸市及び関係機関に迷惑をかけること。

令和 年 月 日

(承継者)

氏名

- ・申請者（承継者）以外の連絡先（任意）

承継手続きの適正な執行及び使用区画の適正な管理のため、使用者と連絡が取れなくなった際に使用する場合があります。

住所	□申請者と同じ 〒		
フリガナ		生年月日 (昭和・平成・令和) 年 月 日	
氏名			
電話番号		申請者との関係	